

17 保安林の解除及び土地形質変更許可制度

●担当課
森づくり課
総務・森林企画担当
(電話048－830－4312)

目的

保安林制度は、森林の持つ水源の涵養、土砂災害の防備、生活環境の保全・形成などの公共目的を達成する必要がある森林を保安林として指定し、その森林内で行う一定の行為を制限、もしくは義務付けることで森林の保全と適切な施業の確保を図り、その公益的機能を維持増進することを目的としている。

制度概要

- 1 保安林の指定の解除
(1) 解除要件

保安林指定の解除は「指定理由の消滅」による解除と「公益上の理由」による解除に限られており、土地収用法その他の法令により土地を収用等できる事業の用に供する場合は「公益上の理由」、その他の場合は「指定理由の消滅」に区分してそれぞれ適否が審査される。

- (2) 解除権限

- 1～3号保安林に関しては農林水産大臣
- 4号以下保安林に関しては埼玉県知事

- (3) 審査項目

- ア 用地の必要性
保安林以外に適地が無いか、解除面積は必要最小限となっているか
- イ 代替施設の設置
残置森林基準、災害防止施設の技術基準等を満たしているか
- ウ 実現の確実性
計画が具体的か、用地の使用権、他法令の許認可、必要資力はあるか
- エ 利害関係者の同意
市町村長及び直接利害関係者から同意があるか

(「公益上の理由」による解除の場合は、上記のうちア、イ、ウが要件)

- 2 土地の形質変更許可

- (1) 制限の内容

保安林内で立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉もしくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更を行う際、知事の許可が必要となる。

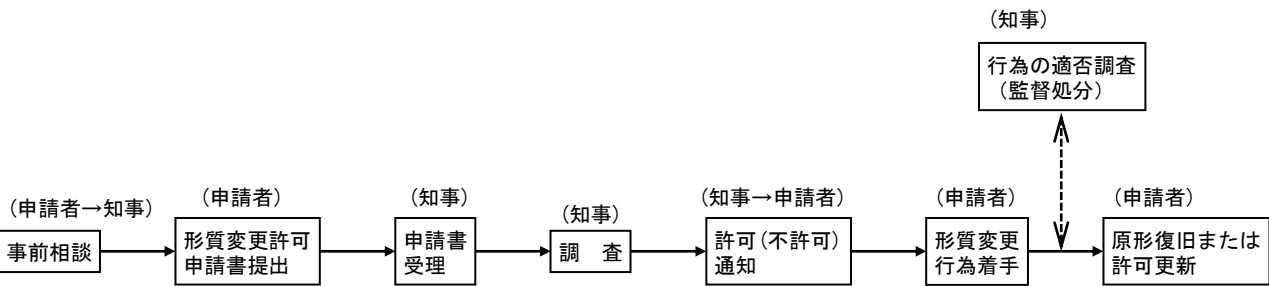
- (2) 許可の要件

行為の態様、期間及び受益対象に与える影響を勘案し、保安林の指定目的の達成に支障を生じないこと。(森林の施業・管理に必要な施設や保健機能を増進する施設、保安機能を維持・代替する施設、その他変更規模が小規模・短期間で保安林の指定目的に影響を与えないもの)

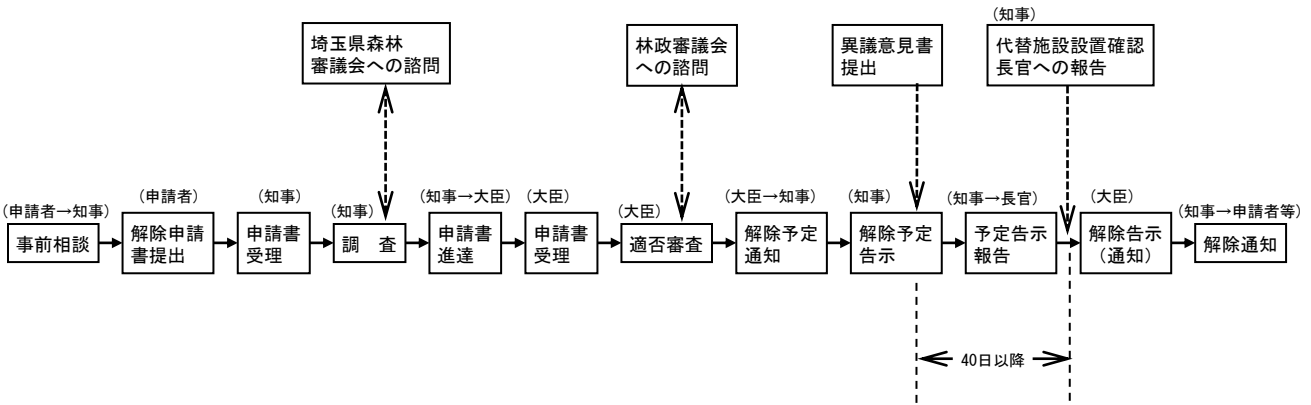
- 事業主体
森林所有者等、
国又は地方公共団体等
- 創設年度
明治31年1月1日施行

- 根拠法令
森林法第26条、第26条の2、第34条
- 制度の留意点
・保安林解除に直接の利害関係を有する者は、異議意見書を提出することができる。
・立木伐採のみの場合、別に許可・届出制度がある。

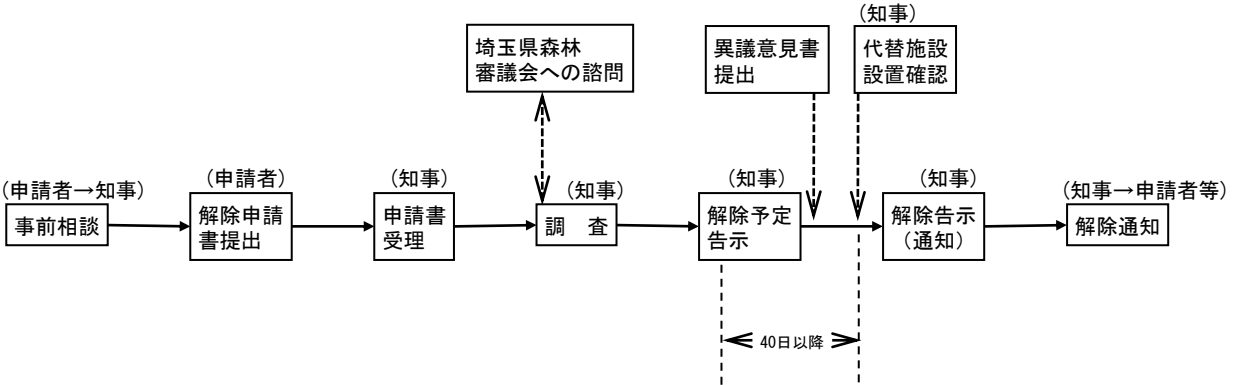
■土地の形質変更の審査手続きフロー



■転用のための保安林の指定の解除手続きフロー (農林水産大臣権限：1～3号保安林、国有保安林における転用解除)



■転用のための保安林の指定の解除手続きフロー (県知事権限：4号以下の民有保安林における転用解除)



※上記は一般的な手続きについてのものです